

一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会評議員選出細則

第1条（趣旨）

本細則は、定款第11条による評議員選出に関して規定する。

第2条（選任方法）

評議員は、会員の中から選挙により、選任され、理事長が委嘱する。

2. 前項の規定にかかわらず、理事は必要に応じ、第3条の評議員定数と別に若干名を評議員として理事会に推薦することができ、理事会の承認を得て、推薦により選出された評議員として、理事長が委嘱する。
3. 評議員は、前任者の任期満了に伴い選挙する。

第3条（定数）

会員の約10%を評議員定数とする。

2. 任期中の欠員について、補充選挙は行わない

第4条（任期）

評議員の任期は、4年とし、選任後最初に開催される定時評議員会の日から、任期に対応する年に開催される定時評議員会の前日までとする。再任は妨げない。

第5条（被選任資格）

選挙にて評議員に選任されるには、定款細則第5条の規定を満たす者でなければならない。

2. 評議員への選出を希望する者は、定められた期日までに、立候補届を選挙管理委員会宛に提出しなければならない。

第6条（選挙人資格）

評議員選挙にて投票するには、選挙が行われる年の5月末日時点で、会員歴1年以上の者であって、前事業年までの会費を完納していなければならない。

第7条（選挙公示）

評議員の任期満了の1年前に、理事長が評議員就任の期間を明示して、選挙が行われる年の9月末日までに評議員選挙を公示する。

第8条（評議員選挙管理委員会）

評議員の互選により評議員選挙管理委員3名を選出し、理事長が委嘱し評議員選挙管

理委員会を組織する。

2. 評議員選挙管理委員の互選により評議員選挙管理委員長を選出し、理事長が委嘱する。
3. 選挙方法に関しては、評議員選挙管理委員会で決定し、理事会の承認を得ることとする。

第9条（選挙手続の公示）

評議員選挙管理委員会は、次の事項を選挙が行われる年の9月末日までに会員に公示する。

- 1) 立候補受付期間（10月1日から10月20日まで）
- 2) 投票期間（11月1日から30日まで）
- 3) 選挙方法
- 4) 定数
- 5) 任期

第10条（開票）

開票は評議員選挙管理委員全員が立ち会の上行う。

第11条（当選者の公告）

評議員選挙管理委員会は、得票数上位の者により定数枠内の者を当選者とし、これに次点者を明示して加え、理事会に提出する。

2. 理事長は、前項の当選者を会員に公告する。

第12条（細則の変更）

本細則の変更追加には、過半数の理事の出席する（委任状可）理事会において過半数の賛成を必要とする。

附則

第13条

本細則によるはじめての評議員選挙は、2019年度に行うものとする。

第14条

2019年6月に行われる評議員会終了時点で、評議員である者は、2019年6月を開始とする任期4年の選挙にて選出された評議員として選任されたものとみなす。

第15条

本細則第4条にかかわらず、2019年の選挙にて選出された評議員は、2019年6月を

開始とする任期 4 年とする。

第 16 条

本細則第 5 条にかかわらず、2019 年の選挙については、評議員に選任されるには、6 月 30 日時点で、会員歴 1 年以上の者で、前事業年までの会費を完納していなければならぬものとする。

第 17 条

本細則第 6 条にかかわらず、2019 年の選挙については、評議員選挙にて投票するには、6 月 30 日時点で、会員歴 1 年以上の者で、前事業年までの会費を完納していなければならぬものとする。

1. 本細則は 2019 年 6 月 13 日から施行する。